

審議（会議）結果

審議会等名称 令和2年度第3回 神奈川県建築審査会  
開催日時 令和2年11月16日（月）14:00～15:20  
開催場所 県庁新庁舎8階議会第1会議室  
及び職場、自宅等からのリモートアクセスによる web 参加  
出席委員 （会長）伊香賀俊治、（会長職務代理）三浦大介  
碓井健寛、岡部とし子、栄居学  
次回開催予定日 令和3年1月  
所属名、担当者名 県土整備局 建築住宅部 建築安全課 審査会グループ 坂口  
掲載形式 議事概要  
議事概要とした理由 公正かつ円滑な会議の運営に支障があると判断されるため  
審議（会議）経過

1 建築基準法等に基づく個別同意案件について＜公開＞

建築基準法第43条関係6件が付議され、すべて同意された。

(1) 第3-1号（一戸建ての住宅）

建築指導課から、処分庁横須賀土木事務所による提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、特に質疑応答はなく、同意された。

(2) 第3-2号（一戸建ての住宅）

建築指導課から、処分庁平塚土木事務所による提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、以下のとおり質疑応答がなされた後、同意された。

《発言要旨》

（委員）私道の部分の利用については地権者の承諾が取れているのか。

（平塚土木事務所）私道については土地の所有者が2名いるが、その方々が覚書を締結しており、今後とも私道として維持管理していくことになっている。今回の申請者が、現在の土地の所有者から引き継いで覚書を継続すると聞いているので、通路の利用上、特段問題はない。

(3) 第3-3号（一戸建ての住宅）

建築指導課から、処分庁平塚土木事務所による提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、以下のとおり質疑応答がなされた後、同意された。

《発言要旨》

（委員）今回、新築工事と併せて、基準法外の道について整備することはあるのか。

（平塚土木事務所）現在、基準法外の道は、幅員2.7から3.2メートルぐらいあるので、今回の建替えに伴いこれ以上の拡幅整備は予定していない。

(4) 第3-4号(一戸建ての住宅)

建築指導課から、処分庁平塚土木事務所による提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、以下のとおり質疑応答がなされた後、同意された。

《発言要旨》

(委員) 当該住宅は通路よりも低い所にあると思うが、雨水の枡については不都合はないのか。

(平塚土木事務所) 建物の四隅辺りに雨水枡が設置されており、これはすべて雨水浸透枡になっている。宅地の雨水については、この雨水浸透枡で浸透させることになっているので、支障はない。

(委員) 当該住宅は接する通路よりも低い所にあると思うが、後退部分については、高さは道路の水準と合わせるといふことなのか。

(平塚土木事務所) 後退部分については既に通路と同一面であり、そのままの状態で通路が拡幅され町が管理する計画になっているので、通行上支障なく通れる予定である。

(5) 第3-5号(一戸建ての住宅)

第3-6号(一戸建ての住宅)

建築指導課から、処分庁県西土木事務所による提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、以下のとおり質疑応答がなされた後、同意された。

《発言要旨》

(委員) 本件土地は、申請地1(第3-5号)も申請地2(第3-6号)も今までは特に宅地として利用されておらず、今回全く新たに住居を建てることでよいか。その場合、今まではどういふ土地利用がされていたのか。

(県西土木事務所) 本件土地は今まで宅地利用はされていなかった土地である。木などが生えており、果樹園等であった。

2 建築基準法等に基づく包括同意案件について<公開>

建築指導課から、建築基準法第43条関係6件について報告した。

3 足柄上合同庁舎の建築基準法第48条第5項ただし書許可に係る利害関係者との調整状況等について(報告事項)<非公開>

建築指導課から、標記について報告をした。

4 建築基準法第3条第1項第3号に基づく指定について(報告事項)<非公開>

建築指導課から、標記について報告をした。

5 その他<非公開>

次回の審査会の開催時期等について申し合わせを行った。